



始良市告示第 1 3 3 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による騒音について規制する地域、法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制に関する基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省建設省告示第 1 号。以下「特定建設作業騒音告示」という。）別表の第 1 号の規定による区域及び騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号。以下「自動車騒音限度省令」という。）別表備考の規定による区域を次のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

始良市長 笹山 義弘



1 法第 3 条第 1 項の規定による騒音について規制する地域

始良市内のうち、別紙図面に緑色、黄緑色、黄色、赤色及び青色で表示する区域

2 法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分		朝・夕	昼 間	夜 間
		午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	40 デシベル以下

第2種区域	別紙図面に黄緑色及び黄色で表示する区域	50 デシベル以下	60 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	別紙図面に赤色で表示する区域	60 デシベル以下	65 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	別紙図面に青色で表示する区域	65 デシベル以下	70 デシベル以下	55 デシベル以下

3 特定建設作業騒音告示別表の第1号の規定による区域

- (1) 別紙図面に緑色、黄緑色、黄色及び赤色で表示する区域
- (2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

4 自動車騒音限度省令別表備考の規定による区域

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

区域	自動車騒音限度省令別表備考の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色及び黄緑色で表示する区域	a 区域
別紙図面に黄色で表示する区域	b 区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	c 区域

（別紙図面は省略し、その図面を始良市市民生活部生活環境課に備え置いて縦覧に供する。）